○関東地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　横浜市栄区田谷町字堀ノ内一八三〇番一地先から同市栄区田谷町字堀ノ内一八三五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月十五日

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間